

岩手県教員採用試験

令和5年度

教職専門

令和5年度 教 職 専 門

- 1 次の(1)～(5)の文は令和4年2月岩手県議会定例会において、岩手県教育委員会教育長が令和4年度の教育行政推進の基本的な考え方と施策の概要について述べた、「教育委員会教育長演述要旨」からの抜粋です。

文中の(ア)～(オ)にあてはまる語句を、下のA～Oから一つずつ選び、その記号を書きなさい。(1点×5)

- (1) 学校教育では、岩手の子どもたちが、地域とともにある学校において、自ら生き生きと学び、夢を持ち、それぞれの人間形成と自己実現に向けて、知・徳・体のバランスのとれた「(ア)」を身に付けていく姿の実現を目指して参ります。
- (2) 児童生徒の確かな学力の育成についてであります。児童生徒一人ひとりに基礎的・基本的な知識・技能を習得させるとともに、これらの活用に必要な力を総合的に育むため、児童生徒の学習のつまずきに対応したきめ細かな指導などの充実を図り、「(イ)」に向けた授業改善に取り組んで参ります。
- (3) 児童生徒の豊かな人間性と社会性の育成についてであります。児童生徒一人ひとりが、自他の生命を大切にし、他者の人権を尊重する教育を推進するとともに、「特別の教科道徳」を中核とした道徳性の育成や、(ウ)と連携した自然体験・奉仕体験等への参加促進、読書活動等の充実による豊かな心の涵養などに取り組んで参ります。
- (4) 児童生徒の健やかな体の育成についてであります。児童生徒が生涯にわたり健康的な生活を送るために必要な習慣や能力を身に付けるため、運動習慣、食習慣及び生活習慣の改善等を図る一体的な取組となる「(エ)」を推進して参ります。
- (5) 学校と家庭・地域との協働の推進についてであります。地域総ぐるみで子どもの育ちと学びを支えていくため、引き続き、(オ)の導入を推進するとともに、学校運営への地域の参画による地域学校協働活動の充実等に取り組んで参ります。

- | | | |
|----------------|-----------|----------------|
| A 客観的・相対的で深い学び | B 新教育運動 | C コミュニティ・スクール |
| D 成長する力 | E 公民啓発運動 | F 主体的・対話的で深い学び |
| G GIGAスクール | H 教育振興運動 | I 60運動 |
| J 60プラスプロジェクト | K 生きる力 | L 自主的・自発的で深い学び |
| M 経済力 | N フリースクール | O 60プラス運動 |

2 令和3年1月26日に、中央教育審議会より、『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての
子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）」が示されました。

次の文は、この答申に示された、「第Ⅱ部 各論」の「4. 新時代の特別支援教育の在り方について」
の「(1) 基本的な考え方」の抜粋です。文中の（ア）～（オ）にあてはまる語句を、下のA
～Oから一つずつ選び、その記号を書きなさい。（1点×5）

- 特別支援教育は、障害のある子供の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点
に立ち、子供一人一人の（ア）を把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又
は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。また、特別支援教育は、（イ）
のある子供も含めて、障害により特別な支援を必要とする子供が在籍する全ての学校において実施
されるものである。
- 一方で、少子化により学齢期の児童生徒の数が減少する中、特別支援教育に関する理解や認識の
高まり、障害のある子供の就学先決定の仕組みに関する制度の改正等により、通常の学級に在籍し
ながら（ウ）による指導を受ける児童生徒が大きく増加しているなど、特別支援教育をめぐる
状況が変化している。
- また、障害者の権利に関する条約に基づく（エ）の理念を構築し、特別支援教育を進展させ
ていくために、引き続き、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に教育を受けられる条
件整備、障害のある子供の自立と社会参加を見据え、一人一人の（ア）に最も的確に応える指
導を提供できるよう、通常の学級、（ウ）による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、
（オ）のある多様な学びの場の一層の充実・整備を着実に進めていく必要がある。

- | | | |
|---------------|----------|--------------------|
| A ティーム・ティーチング | B 教育的ニーズ | C 言語障害 |
| D イメージョン教育 | E 連続性 | F デジタルトランスフォーメーション |
| G 通級 | H 自立的ニーズ | I 発達障害 |
| J 可塑性 | K ICTの活用 | L インクルーシブ教育システム |
| M 依存的ニーズ | N 適応障害 | O 柔軟性 |

3 次の文は岩手県教育委員会発行「令和4年度学校教育指導指針」の「4 学校教育の重点」「(1) 共通事項として取り組む内容」の中の「7 学びの基盤づくり」における「家庭・地域との協働による学校経営」に関する記述です。次の(1)～(5)の文の内容が正しいものには○印、正しくないものには×印を書きなさい。(1点×5)

- (1) 目標達成型の学校経営の取組の推進には「学校評価」を学校経営計画の改善に生かすことが必要である。
- (2) 「学校評価」を実施する際に、「まなびフェスト」とは切り離して実施すべきことに留意する必要がある。
- (3) 保護者、地域住民等の学校関係者などにより構成された評価委員会等が、自己評価の結果について評価することを基本として行う評価を「学校関係者評価」という。
- (4) 児童生徒や保護者等を対象とするアンケートは、「学校関係者評価」として有効である。
- (5) 各学校の教職員が行う評価を「自己評価」という。

4 次の文は、「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き（文部科学省令和2年6月改訂版）」の中の「学校・教職員の役割、責務」に関する記述です。次の(1)～(5)の文の内容が正しいものには○印、正しくないものには×印を書きなさい。(1点×5)

- (1) 虐待の早期発見に努めること。
- (2) 虐待を受けたと思われる子供について、市町村（虐待対応担当課）や児童相談所等へ通告すること。
- (3) 児童相談所や市町村（虐待対応担当課）から虐待に係る子供又は保護者その他の関係者に関する資料又は情報の提供を求められた場合、個人情報保護の観点から一切提供することはできない。
- (4) 虐待に係る保護者から情報元（虐待を認知するに至った端緒や経緯）に関する開示の求めがあった場合は、その求めに応じ情報元等の情報を開示しなければならない。
- (5) 虐待防止のための子供等への教育に努めること。

- 5 次の(1)～(3)の文は、心理発達に関する学習理論について説明したものです。文中の(ア)～(カ)にあてはまる語句を、それぞれ下のA～Rから一つずつ選び、その記号を書きなさい。
(1点×6)

- (1) アメリカの心理学者ソーンダイクは、「問題箱」の中に動物を閉じ込めて行う実験をとおして、「(ア)学習」により問題が解決するのであり、学習者に満足をもたらした行為が強められるという「(イ)」を主張した。
- (2) アメリカの心理学者バンデューラは、人間の学習は、行動を自ら実行して何かを習得していく「(ウ)」と他者の行動を観察することから得られる「観察学習」(モデリング)の二つから考えられるとし、新たな「(エ)」を提唱した。
- (3) ドイツの心理学者エビングハウスは、時間の経過とともに学習内容が失われていく様相を「(オ)」としてグラフに示したが、条件によっては学習直後よりも一定時間後の方が成績が良くなることがある。これを「(カ)」という。

A 系列位置曲線	B ピグマリオン効果	C 社会的学習理論
D S-R理論	E 直接学習	F 学習効果の転移
G レミニセンス	H 効果の法則	I 認知理論
J サイン・ゲシュタルト説	K 発見学習	L 問題解決学習
M 忘却曲線	N バックワード曲線	O 試行錯誤
P 完全習得	Q 光背効果	R 問題解決

6 次の(1)～(4)の文は、明治時代から大正時代にかけて、日本の教育について大きな影響を与えた人物についての説明です。正しいものには○印、正しくないものには×印を書きなさい。

(1点×4)

- (1) 成城小学校の校長を務めた沢柳政太郎は、日本の教育学研究の在り方について問う「実際的教育学」を執筆する等、教育界において重要な役割を果たした。
- (2) 児童文学作家の鈴木三重吉は、雑誌「アララギ」を主宰し、日本の近代児童文学史に偉大な功績を残した。
- (3) 小原國芳は日本における新教育運動の代表的な指導者であり、「八大教育主張講演会」において「系統学習論」を提唱した。
- (4) 津田梅子は女子留学生として渡米した経験を活かし、自立した女性の育成のため、女子英学塾(津田塾大学の前身)を開設する等、女子高等教育のパイオニアとなった。

7 次の(1)～(4)の文は、評価について説明したものです。正しいものには○印、正しくないものには×印を書きなさい。(1点×4)

- (1) 「絶対評価」とは、児童生徒の学習に関する評価資料を、同じ評価を用いて得られた集団全体の評価資料の内容と対比し、児童生徒間の差異を示す評価である。
- (2) 「形成的評価」とは、学習活動の途中で、児童生徒がどこまで学習の目標を達成し、どの点で不十分であったり誤っていたりしているかを示して、学習の向上を図る目的で実施される評価である。
- (3) 「ポートフォリオ評価」とは、児童生徒が各自の学習活動で生み出した様々な作品、レポート成果などを蓄積し、それらの変化や進歩について、質的に分析する評価である。
- (4) 「個人内評価」とは、指導開始前に、児童生徒が新しい学習に必要な知識や学力等を有しているか調べたり、学習過程での誤りや問題点を明らかにしたりする評価である。

- 8 次の文は、日本におけるカウンセリングの展開に大きな影響を与えた「クライエント中心療法」を説明した文です。文中の（ア）～（ウ）にあてはまる人物名および語句を、下のA～Iから一つずつ選び、その記号を書きなさい。（2点×3）

「クライエント中心療法」は（ア）が創始した心理療法である。中心仮説は、人は自己の内部に自己理解、自己概念、基本的態度、自発的行動を変化させ成長していく資質をもっており、それを発現させるためには、クライエントとカウンセラーとの関係において、成長促進的雰囲気が必要であるとしている。そのためのカウンセラーの条件として、「自己（イ）」、「無条件の（ウ）的関心」、「共感」という3つが必要であるとしている。

- | | | |
|----------|---------|-------|
| A 一致 | B 肯定 | C ユング |
| D 抑制 | E 開示 | F 否定 |
| G クレッチマー | H ロジャーズ | I 社会 |

- 9 次の文は、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」（令和4年4月1日施行）の条文の一部です。条文として正しいものには○印を、正しくないものには×印を書きなさい。

（1点×5）

A	第四条	教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策は、教育職員等による児童生徒性暴力等が全ての児童生徒等の学習権を侵害する重大な問題であるという基本的認識の下に行われなければならない。
B	第六条	地方公共団体は、基本理念にのっとり、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策について、医療関係者と協力しつつ、その地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。
C	第八条	学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校における教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。
D	第九条	学校は、基本理念にのっとり、関係者との連携を図りつつ、学校全体で教育職員等による児童生徒性暴力等の防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童生徒等が教育職員等による児童生徒性暴力等を受けたと思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。
E	第十条	教育職員等は、基本理念にのっとり、児童生徒性暴力等を行うことがないよう教育職員等として防止に係る研修に励むとともに、その勤務する学校に在籍する児童生徒等が教育職員等による児童生徒性暴力等を受けたと思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

10 教育基本法に関する記述として正しいものを、A～Dの中から一つ選び、その記号を書きなさい。
(2点×1)

- A 第二条では、「正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、積極的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。」と規定されている。
- B 第四条では、「すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。」と規定されている。
- C 第五条では、「国及び地方公共団体は、学校教育の機会を保障し、その水準を確保するため、適切な役割分担及び相互の協力の下、その実施に責任を負う。」と規定されている。
- D 第六条では、「法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体のみが、これを設置することができる。」と規定されている。

11 教員の服務等について、次の(1)、(2)の問いに答えなさい。

- (1) 次の文は、地方公務員法の条文の一部です。条文として正しいものには○印を、正しくないものには×印を書きなさい。(1点×4)

A	第三十条	すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当つては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。
B	第三十二条	職員は、その職務を遂行するに当つて、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、任命権者の職務上の命令に忠実に従わなければならない。
C	第三十三条	職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
D	第三十四条	職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後は、その限りではない。

- (2) 平成 25 年 3 月 13 日に、文部科学省より「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について」が通知されました。この通知の別紙「学校教育法第 11 条に規定する児童生徒の懲戒・体罰等に関する参考事例」の中で示されている次の A～D のうち、正当な行為と考えられるものを一つ選び、その記号を書きなさい。(2 点×1)

- A 放課後に児童を教室に残留させ、児童がトイレに行きたいと訴えたが、一切、室外に出ることを許さない。
- B 立ち歩きの多い生徒を叱ったが聞かず、席につかないため、頬をつねって席につかせる。
- C 休み時間に廊下で、他の児童を押さえつけて殴るという行為に及んだ児童がいたため、この児童の両肩をつかんで引き離す。
- D 別室指導のため、給食の時間を含めて生徒を長く別室に留め置き、一切室外に出ることを許さない。

- 12 次の文は、「いじめの防止等のための基本的な方針」(平成 25 年 10 月 11 日 文部科学大臣決定 最終改定 平成 29 年 3 月 14 日)の抜粋です。文中の(ア)～(オ)にあてはまる語句を、下の A～O から一つずつ選び、その記号を書きなさい。(1 点×5)

いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの(ア)の観点が重要であり、全ての児童生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる(イ)のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や(ウ)、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。加えて、全ての児童生徒が安心でき、(エ)や充実感を感じられる学校生活づくりも(ア)の観点から重要である。

また、これらに加え、あわせて、いじめの問題への取組の重要性について(オ)に認識を広め、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発が必要である。

- | | | |
|--------|--------|---------|
| A 撲滅 | B 道徳心 | C 地域住民 |
| D 全保護者 | E 満足感 | F 社会性 |
| G 協調性 | H 全面解決 | I 自立心 |
| J 向上心 | K 達成感 | L 自己有用感 |
| M 国民全体 | N 適応性 | O 未然防止 |

- 13 次の資料は、「岩手県教職員コンプライアンス・マニュアル〔改訂版〕」（平成30年8月 岩手県教育委員会）の一部です。文中の（ア）～（ウ）にあてはまる語句の組み合わせとして正しいものを、下のA～Eから一つ選び、その記号を書きなさい。（2点×1）

岩手の教員に求められるもの

- ・ 分かりやすい授業ができ、児童生徒に（ア）ことができること
- ・ 児童生徒に対する愛情を持ち、一人ひとりの児童生徒と真剣に向き合うことができること
- ・ （イ）を持ち、幅広い教養と良識を身に付けていること
- ・ 教員としての（ウ）を持っていること

- | | | |
|-------------------|----------|-----------|
| A アー確かな学力をつける | イー確かな指導力 | ウー使命感や責任感 |
| B アーICT活用能力を身に付ける | イー豊かな人間性 | ウー理想や適性 |
| C アー確かな学力をつける | イー豊かな人間性 | ウー使命感や責任感 |
| D アーICT活用能力を身に付ける | イー確かな指導力 | ウー理想や適性 |
| E アー確かな学力をつける | イー豊かな人間性 | ウー理想や適性 |

令和5年度 教職専門 正答表

受験校種		教科科目		試験区分	A	受験番号					
------	--	------	--	------	---	------	--	--	--	--	--

1

ア	イ	ウ	エ	オ
K	F	H	J	C
①	②	③	④	⑤

2

ア	イ	ウ	エ	オ
B	I	G	L	E
⑥	⑦	⑧	⑨	⑩

3

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
○	×	○	×	○
⑪	⑫	⑬	⑭	⑮

4

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
○	○	×	×	○
⑬	⑭	⑮	⑯	⑰

5

ア	イ	ウ	エ	オ	カ
○	○	○	○	○	○
21	22	23	24	25	26

6

(1)	(2)	(3)	(4)
○	×	×	○
②⑦	②⑧	②⑨	③⑩

7

(1)	(2)	(3)	(4)
×	○	○	×
③①	③②	③③	③④

8

ア	イ	ウ
H	A	B

③⑤ ③⑥ ③⑦

9

A	B	C	D	E
×	×	○	○	×
③⑧	③⑨	④⑩	④⑪	④⑫

10

B

11 (1)

A	B	C	D
○	×	○	×
④④	④⑤	④⑥	④⑦

(2)

C
(48)

12

ア	イ	ウ	エ	オ
○	●	●	●	●
④	⑤	⑥	⑦	⑧

13

C
54